

目 標 年 度
令和 1 2 年度

徳島県果樹農業振興計画書

令和 3 年 3 月

徳 島 県

- 1 果樹農業の振興に関する方針
 - (1) 基本的考え方
 - (ア) 本県の果樹農業をめぐる状況
 - (イ) 消費動向への対応
 - (ウ) 果樹農家の経営安定
 - (エ) 担い手の育成・確保、次世代への経営継承
 - (オ) 市場拡大のための対策推進
 - (カ) 品種改良・技術開発・優良品種の導入
 - (キ) 温暖化する気象条件への対策
 - (2) 果樹の種類別の振興方針
- 2 栽培面積及び果実生産の目標
- 3 自然的経済的条件に対応した近代的な果樹園経営の指標
 - (1) 栽培に適する自然条件に関する基準
 - (2) 近代的な果樹園経営の基本的指標
 - (ア) 目標とすべき10アール当たりの生産量、労働時間
 - (イ) 効率的かつ安定的な果樹園経営の経営類型
- 4 生産基盤強化のための対策推進
 - (1) 省力化技術の推進
 - (2) 基盤整備等の実施
 - (3) 輸出型園地の育成
- 5 果実の流通における対策の推進
 - (1) 果実流通の現状
 - (2) 集出荷段階における合理化
 - (3) 多様な販売チャネル
 - (4) 果実の用途別出荷量の見通し
- 6 果実加工における対策の推進
 - (1) 加工原料用果実の生産・供給
 - (2) 果実加工の生産
 - (3) 原料供給目標
- 7 広域濃密生産団地形成に関する方針
 - (1) 広域濃密生産団地形成に関する基本的方針
 - (2) 広域濃密生産団地の概要
- 8 その他必要な事項
 - (1) 様々なリスクへの対応力の強化
 - (2) 食の安全と消費者の信頼の確保

1 果樹農業の振興に関する方針

(1) 基本的考え方

(ア) 本県の果樹農業をめぐる状況

本県の果樹農業は、温暖で降水量の多い県南地域、降水量が少なく日照に恵まれた県北地域、豊富な吉野川の水資源が利用できる吉野川流域など恵まれた自然環境のもと、かんきつ類から落葉果樹まで多種多様な果樹の生産が行われている。また、果樹産地の多くは中山間地域に立地し、果実類の出荷・販売はもとより加工品の製造産業も含めて、地域の基幹産業として重要な役割を担っている。

販売面では、京阪神地域に近い地理的条件を活かし、「生鮮食料供給地」としての役割を果たしている。また、すだち、ゆずは全国的にも高い知名度を得ており、高糖系の貯蔵みかん及びなしは京阪神地域において高いシェアを獲得している。

しかし、産地においては高齢化の進行により、担い手や栽培面積の減少が続き、中山間地域を中心に耕作放棄地の増加や野生鳥獣による被害が深刻化している。また、収益性の悪化と後継者不在は計画的な改植や新植を停滞させ、園地の老木化や放任園の増加が進んでいるのが現状である。

(イ) 消費動向への対応

果実の消費動向の変化や産地間競争などに対応して、消費者に選択される農産物や商品の生産が求められている。このため、地域の農業者、市町村、ＪＡ、農業支援センターが定める産地計画に基づき、消費者ニーズに対応した品種・品目への改植や新植等を積極的に推進する。

なお、果樹は永年性作物であり、植え付けてから収益をあげるまでの期間が長いことから、品種・品目の導入にあたっては、気象条件、土壌条件、生産性等の適性も考慮して導入を図る。

隔年結果性の強いうんしゅうみかん、ゆずについては園地別隔年交互結実技術や樹別隔年交互結実技術の普及により、生産量の年次変動を平準化し、市場における信頼確保や農家収入の安定を図る。また、生産性を高めるための省力化技術や気象変動に対応した栽培技術の指導や栽培設備の導入など、より品質の高い果実の安定生産を推進する。

(ウ) 果樹農家の経営安定

生産の安定と商品性の高い品種・品目への転換を図るため、積極的に改植・新植を推進するとともに、各種の施策を活用して改植・新植後の未収益期間に対する支援を実施し、果樹農家の経営安定と体質強化を推進する。

また、労働力確保の体制の構築や生産資材の安定確保の体制を維持するとともに、施設園芸果樹の重要な生産資材である燃油については、施策の活用や、省エネルギー施設の導入等の推進を図る。

さらに、気象変動にともなう夏季の高温、干ばつ、大雨や台風などの自然災害等による減収に対するセーフティネットとしては、果樹共済や収入保険への加入を推進し、果樹農家の

経営安定を図る。

なお、本県の果樹産地が主に立地する中山間地域においては、さまざまな制度を活用し、耕作放棄地の発生防止等果樹産地の維持に努める。

（エ）担い手の育成・確保、次世代への経営継承

担い手の減少や高齢化に対しては、かんきつアカデミー等による就農希望者や新規就農者への技術指導、他産業からの参入者への技術や販路開拓の支援を行うとともに、農地中間管理事業等を活用した担い手への園地集積・集約化による優良園地の維持に努める。また、地域の担い手が、継続的に技術や経営の支援を受けることができるよう、地域の果樹農業の指導者、研究機関、行政等の連携強化を進めるとともに、基盤整備が整い、優良品種が植栽された園地が、次世代へ円滑に継承される取組みを推進する。

（オ）市場拡大のための対策推進

果実に対する消費者のニーズは、少子高齢化の進展やライフスタイルの変化などの影響を受け、多様化・高度化が進むとともに、健康志向についても拡大をしている。

果実の市場拡大を図るためには、これらに対応した果実の安定的な供給体制の構築が求められている。

本県を代表するブランド品目であるすだちについては、生産者、出荷団体、市場、行政が協力した長年にわたる消費拡大対策の努力により、京阪神地域はもとより、京浜地域でも高い認知度を得ている。今後も引き続き都市部における消費拡大を推進するとともに、消費拡大の余地のある北陸、東北、北海道等における消費拡大をめざす。さらに、近年解明されつつある機能性を生かした新たな切り口での消費拡大にも取り組む。ゆず、うんしゅうみかん、なし等については、高い品質やブランド力を生かし、都市部における消費拡大対策を推進する。

また、6次産業化を支援することにより、新たな商品の開発や流通チャネルの構築を進め、果実の需要拡大につなげるとともに、海外に向けた果実輸出について輸出先国に対応した生産、出荷体制の整備について推進するとともに、海外における販売促進を進め、販路の開拓にも努める。

さらに、地理的表示（GI）保護制度等の知的財産保護制度を活用し、本県産の優良果樹の権利保護についても推進する。

（カ）新品種の育成・新技術の開発・優良品種の導入

消費者ニーズの変化に対応した果実生産の推進や、本県のオリジナル商品を開発するためには、新品種の育成や新技術の開発が求められる。また、担い手の高齢化に対応した軽労働栽培、労働安全、低コスト化を実現するため、スマート農業技術をはじめとする省力栽培技術等の開発と導入が必要とされている。このため、農林水産総合技術支援センターと関係機関が連携し、新たな品種や技術の開発に努める。

また、有望系統、優良品種の情報収集に努め、本県における栽培特性や果実品質に優れると認められるものについては、適地適作を基本に導入を検討する。

(キ) 温暖化する気象条件への対策

地球温暖化等の気候変動の影響により、着色不良や発芽不良などの影響が県内でも発生し、品質や収量の低下が起きている。また、高温や極端な多雨、少雨等の異常気象の発生やそれに伴う被害の発生も問題となっている。

こうした気象変動への対策として、せん定、施肥、防除、有効作土層の改良等の慣行栽培体系について対応策を検討する。

(2) 果樹の種類別の振興方針

果樹の種類	振 興 方 針
うんしゅうみかん	○産地の競争力を高めるため、改植・新植による老木園の若返りや、十万温州などの高糖系品種等への更新、収穫作業の労力分散のための早生・中生品種等への更新についても需要に応じて実施する。 ○改植・新植に併せて小規模基盤整備、土壌改良等を実施し、省力・低コスト化並びに生産性の向上に努める。 ○園地別隔年交互結実技術の普及により安定供給体制を確立する。 ○温暖化に対応した品種や貯蔵技術及び貯蔵作業の軽労働化技術の開発・普及により、貯蔵みかんの品質安定と産地維持を図る。 ○施設栽培では、省エネ・低コスト技術の普及による収益の確保ならびに老木園の改植、土壌改良による生産力の向上を図る。
すだち	○老木樹、不良系統樹の改植・新植による産地の若返りに努め、品質と生産性の向上を図る。 ○改植に併せて小規模基盤整備やかん水施設整備を実施し、省力・低コスト化、安定生産を図る。 ○施設栽培においては、省エネ・低コスト技術の開発・普及により収益性の向上を図るとともに、老木の改植や新植も実施し、生産力の向上を図る。 ○新品種や省力低コスト短期貯蔵技術、高効率長期貯蔵技術の開発・普及により周年供給体制を強化する。 ○機能性解明研究等を促進し、新たな加工商品の開発や未利用部位の活用などの新規需要を開拓する。
ゆず	○老木園等から優良品種への改植や新植を進めるとともに、小規模な園地整備により省力・低コスト化を推進し、産地の維持、強化を図る。 ○隔年結果対策の技術開発・普及による連年安定生産を推進する。 ○主幹・主枝病害対策技術の普及による樹勢向上と産地維持に努める。 ○栽培管理の徹底により加工向け比率の適正化を図るとともに、新たな加工商品開発や果汁の需要開拓に取り組む。
中晩柑類	○不知火、はれひめ、せとか等の優良中晩柑類については、適地適作を基本に推進する。 ○はっさくについては、適地における産地を維持するとともに高品質果実の生産に努める。 ○本県の気候条件に適した高品質な品種の検討を進める。

果樹の種類	振 興 方 針
その他かんきつ類	○地域の実情や需要に応じて、適地適作を基本に推進する。 ○ゆこうは加工用として特定の需要が見込めるため生産を維持する。
日本なし	○老木園が多いため、大苗育苗やジョイント栽培等の早期園地化や省力・低コスト技術を導入した改植・新植を推進する。 ○幸水、豊水を補完する品種の導入・育成により、気候変動に対応できるリレー出荷体制の整備を進める。 ○枝幹病害虫対策を進め、生産力の維持を図る。
ぶどう	○需要の多い大粒系等の優良品種の導入を推進する。 ○温暖化対策として着色向上技術の普及や優良品種への改植・新植を推進する。
もも	○地域の実情や需要に応じて、適地適作を基本に推進する。 ○老木園の更新により生産性を改善するとともに、早生、中生、晩生の優良品種への改植・新植を推進し、高品質果実の安定生産を図る。 ○新たな侵入害虫に対応するため、技術の普及や改植・新植の推進を図る。
かき	○省力・軽労働化のための低樹高栽培、園地整備を推進する。 ○優良品種の栽培技術の確立・普及により収益性の向上を図る。
くり	○省力・軽労働化のため低樹高栽培を推進する。 ○優良品種への改植・新植により収益性を向上し、産地の維持・強化に努める。
うめ	○老木樹の更新や優良品種への改植・新植により、果実品質の向上、安定生産を図るとともに、低樹高栽培による省力化を推進し、産地の維持・強化に努める。 ○新たな加工商品の開発を推進する。
キウイフルーツ	○老木樹からの改植や新植により、産地の維持・強化に努める。 ○溶液受粉技術の普及と土壌改良等による樹勢向上により安定生産を推進する。

果樹の種類	振 興 方 針
やまもも	○低樹高化、優良品種の導入等生産性の向上及び流通の改善を図りながら産地の維持・強化を図る。 ○加工商品開発を行い需要拡大を推進する。
いちじく	○露地及び施設栽培を推進し生産を維持する。 ○老木樹の改植や新植により、産地の維持・強化に努める。
その他の果樹	○すもも、びわについては、省力・軽労働化のための栽培技術の普及を図り、優良品種への更新、高品質果実の安定生産を推進する。 ○新たな品目については、栽培適地性、市場性等を踏まえつつ導入の可能性を検討する。

2 栽培面積及び果実生産の目標

	平成 3 0 年度		令和 1 2 年度				植栽の目標		廃園 ha
	栽培面積 ha	生産量 t	栽培面積 目 標 ha	生 産 量 目 標 t	現 状 対 比		新植 ha	改植 ha	
					栽培面積 %	生産量 %			
うんしゅうみかん	774	12,700	670	11,500	87	91	10	50	114
すだち	386	4,213	350	3,400	91	81	10	35	46
ゆず	343	2,281	340	2,200	99	96	10	20	13
はっさく	64	983	45	700	70	71	1	1	20
その他かんきつ類	59	695	55	650	93	94	5	2	9
かんきつ類計	1,626	20,872	1,460	18,450	90	88	36	108	202
日本なし	213	5,030	180	4,250	85	84	10	20	23
ぶどう	57	380	35	230	61	61	3	5	19
もも	30	349	17	200	57	57	5	10	8
びわ	1	3	1	3	100	100	1	0	1
かき	180	2,237	120	1,500	67	67	5	10	55
くり	92	69	50	40	54	58	2	5	40
うめ	132	436	70	230	53	53	2	5	60
すもも	5	25	3	15	60	60	1	1	3
キウイフルーツ	24	200	20	160	83	80	2	4	6
やまもも	31	14	25	11	81	79	1	1	7
いちじく	2	69	2	60	87	87	1	1	1
小計	767	8,812	523	6,699	68	76	33	62	223
その他果樹	8	18	8	18	100	100	2	0	2
合計	2,401	29,702	1,991	25,167	83	85	71	170	427

* 農林水産統計(農林水産省)参照

* すだち、ゆず、はっさく、その他かんきつ類、やまもも、いちじく、その他果樹は特産果樹生産動態調査(農林水産省)参照

3 自然的経済的条件に対応した近代的な果樹園経営の指標

(1) 栽培に適する自然条件に関する基準

区分 果樹の種類		平均気温		冬期の 最低極温	低温要求 時間	降水量 4月1日～ 10月31日	気象被害を防ぐための 基準
		年	4月1日～ 10月31日				
かんきつ 類の果 樹	うんしゅう みかん、 はれひめ	15℃以上 18℃以下		-5℃以上			腐敗果の発生や品質低下を防ぐため収穫前に降霜が少ないこと。
	はっさく	15.5℃以上					す上がり等の品質低下を防ぐため収穫前に-3℃以下にならないこと。
	不知火、 甘夏	16℃以上		-4℃以上			傷害果や病害の発生を防ぐため強風の発生が少ないこと。
	すだち	14℃以上		-6℃以上			
	ゆず	13℃以上		-7℃以上			す上がり等の品質低下を防ぐため収穫前に降霜が少ないこと。傷害果や病害の発生を防ぐため、強風の発生が少ないこと。
	レモン	15.5℃以上		-3℃以上			
ぶどう		7℃以上	14℃以上	-15℃以上	巨峰は 500時間 以上	1,600mm以下 欧州種は 1,200mm以下	枝枯れや樹の倒壊を防ぐため、凍害及び雪害を受けやすい北向き傾斜地での栽培は避ける。
日本なし		7℃以上	13℃以上	-20℃以上	幸水は 800時間 以上		蕾～幼果期において降霜が少ないこと。
もも		9℃以上	15℃以上	-15℃以上	1,000時間 以上	1,300mm以下	蕾～幼果期において降霜が少ないこと。
びわ		15℃以上		-3℃以上			傷害果や病害の発生を防ぐため、強風の発生が少ないこと。
かき	甘がき	13℃以上	19℃以上	-13℃以上	800時間 以上		枝折れを防ぐため新梢伸長期に強風の発生が少ないこと。発芽・展葉期に降霜が少ないこと。
	渋がき	10℃以上	16℃以上	-15℃以上			
くり		7℃以上	15℃以上	-15℃以上			展葉期に降霜が少ないこと。
うめ		7℃以上	15℃以上	-15℃以上			幼果期に降霜が少ないこと。
すもも		7℃以上	15℃以上	-18℃以上	1,000時間 以上		蕾～幼果期において降霜が少ないこと。
キウイフルーツ		12℃以上	19℃以上	-7℃以上			枝折れを防ぐため新梢伸長期に強風の発生が少ないこと。

(注) 1. 表中に品種の記載がある場合は当該品種、それ以外にあっては一般的に普及している品種及び栽培方法によるものとする。

2. かんきつ類の果樹については、冬期の最低気温を下回る日が10年に1回又は2回程発生してもさしつかえないものとする。

3. 低温要求時間とは、当該地域の気温が7.2℃以下になる期間の延べ時間である。

4. 上記の基準については、最近20年間の気象観測記録により評価する。

(2) 近代的な果樹園経営の基本的指標

(ア) 目標とすべき10アール当たりの生産量、労働時間

生産性の高い果樹園経営を実現することを旨として、生産量、労働時間に関する指標を設定する。

区 分 果樹の種類		10アール 当たり 生産量 (キログラム)	10アール 当たり 労働時間 (時間)	摘 要
かん き つ 類 の 果 樹	うんしゅう みかん	3,000	180	早生
		3,200	222	晩生系貯蔵、隔年交互結実栽培
		4,000	496	施設栽培（極早期加温）
		5,000	525	施設栽培（早期加温）
	すだち	5,500	537	施設栽培（普通期加温）
		3,000	429	露地栽培、低温貯蔵
		2,200	478	施設栽培（早期加温）
	2,500	458	施設栽培（無加温）	
	ゆず	1,800	419	高温予措、低温貯蔵
	中晩柑類	3,600	112	はっさく
		3,000	250	はれひめ、点滴かん水
		3,000	429	不知火、施設栽培（無加温）
日本なし		3,000	297	中型スピートスプレーヤー
ぶどう	小粒系	1,300	466	施設栽培（12月加温）
	大粒系	1,200 1,500	315 498	施設栽培（雨よけ） 施設栽培（無加温）
もも		2,000	252	中型スピートスプレーヤー
かき（刀根、愛宕）		2,300	278	脱渋
くり		350	64	低樹高栽培
うめ		1,800	97	大梅、低樹高栽培
いちじく		2,000	400	露地栽培
キウイフルーツ		3,000	192	溶液受粉

(注) 1 ぶどうのうち小粒系はデラウェア、大粒系はピオーネ、なしは幸水、ももは白鳳によるものとする。

2 10アール当たり生産量及び労働時間は、成園に係るものである。

(イ) 効率的かつ安定的な果樹園経営の経営類型

No.	経営 類 型	経営 規 模 (ha)	経営概要 (a)	農業 所 得 (万円)	1経営体当 り労働時間 (時間/年)	対象地域	技術体系
1	露地みかん	3.0	晩生貯蔵 300	625	5,863	東南部 傾斜地	隔年交互結実
2	施設みかん	1.0	加温 100 極早期 早期 普通	542	5,240	東南部	省エネ栽培
3	露地みかん ＋ 施設すだち	1.5	晩生貯蔵 100 早期加温 50	580	4,735	東南部	省エネ栽培
4	施設すだち ＋ 露地すだち	1.0	早期加温 50 露地貯蔵 50	569	4,535	全 域	省エネ栽培
5	施設すだち	1.0	早期加温 50 無加温 50	302	4,680	東南部	省エネ栽培
6	露地すだち	1.0	露地貯蔵100	399	4,290	全 域	
7	ゆ ず	1.2	露地貯蔵 120	421	4,684	中山間	
8	日本なし	1.7	幸水 100 豊水 70	718	3,995	県北部 平坦地	スピートスプレーヤー 防除
9	ぶどう	0.7	テラウェア無加温 50 大粒系無加温 20	426	3,326	県北部	

4 生産基盤強化のための対策推進

(1) 省力化技術の推進

労働生産性の向上を図るため、機械作業体系の導入を推進するとともに、機械作業に適した省力化樹形等の導入を推進する。また、急傾斜地等でも利用可能な省力化や作業安全につながる機械等の実装に向けた検証や、ICTを活用した技術の導入も検討のうえ推進する。

(2) 基盤整備等の実施

中山間地域の傾斜地に立地するかんきつ類、かき、うめ、もも等の落葉果樹については、作業性の改善や低コスト化を図るため、簡易な園地整備や園内道、運搬機械等の整備を行う。

また、改植の推進に併せて、水田等の平坦地への移動改植や新植、条件不利地の整理による放任園地の解消に努めるとともに、モデル産地の育成を推進する。

吉野川下流域の水田地帯に立地するなしについては、改植・新植の推進に併せて暗きょ排水の整備等を行い、樹の若返りと土壌条件の改善による樹勢の強化に努める。

なお、夏季の高温、少雨などの気象変動による影響を緩和するため、かん水施設の整備を推進し、高品質果実の安定生産を図る。

(3) 輸出型園地の育成

輸出先国の検疫条件や残留農薬基準に対応できる輸出型園地を育成するため、香酸かんきつ生産マニュアルを作成し、生産園地および選果梱包施設の拡大を進めることで、香酸かんきつの輸出量拡大を図る。

5 果実の流通における対策の推進

(1) 果実流通の現状

平成30年度の果樹の販売数量は21,600tであり、青果市場向けが79%、加工向けはすだち、ゆずなどの香酸柑橘を中心に21%となっている。本県は大消費地に近い立地条件を活かし京阪神市場等へ果実を供給しており、集出荷体制については農協組織による共販を中心として、青果商による集出荷や個人出荷なども行われている。また、近年は地域の産地直売所やインターネットを利用した販売も増加している。

(2) 集出荷段階における合理化

農協の広域合併や改植等による品目の増減に対応し、集出荷施設の統合・合理化並びに高度化を進め、ブランド化や品質の向上を図るとともに、出荷荷姿の統一による物流の効率化等により、流通体系の改善を図る。一方、消費の多様化に対応し、小口包装への対応や、出荷規格の再検討等きめ細かな出荷体制を推進する。また、関係団体との連携を強化し、広域出荷体制についても構築を進める。

(3) 多様な販売チャネル

もも、すもも、びわ、いちじくなどの小規模品目については、地元市場の需要確保や産地直売所による地産地消、インターネット販売など、多様なチャネルによる販売先の確保を進める。また、うんしゅうみかん、ぶどうなどの観光農園、産地直売所と地域の観光資源との連携による観光客をターゲットにした取組みなどを推進する。

輸出については、近年、「おいしい」「健康的」「ファッショナブル」というイメージで日本食の人気の高まっているEUに向けて、レベルの高いシェフとともに日本食材として普及を図っている香酸かんきつ類の輸出拡大や、所得の向上や旅行での訪日者数の増加が著しい東南アジア等に向けた果実類の輸出拡大を進めるとともに、その他の国や地域においても、需要の拡大に応じた輸出に取り組む。

(4) 果実の用途別出荷量の見通し

生果の需給状況や加工製品の需要見通しなどを考慮し、果実の用途別の目標を定める。

単位：t

項目 対象果樹の種類	平成30年度					令和12年度				
	生産量	出荷量				生産量	出荷量			
		計	生食	加工	輸出		計	生食	加工	輸出
うんしゅうみかん	12,700	11,200	10,827	364	9	11,500	11,000	10,650	300	50
すだち	4,213	4,113	1,726	2,386	1	3,400	3,400	1,590	1,800	10
ゆず	2,281	1,835	632	1,200	3	2,200	1,800	590	1,200	10
はっさく	983	243	243	0	0	700	700	700	0	0
その他かんきつ類	695	695	35	660	0	650	650	50	600	0
日本なし	5,030	4,213	4,209	0	4	4,250	4,200	4,190	0	10
ぶどう	380	226	226	0	0	230	200	200	0	0
もも	349	101	101	0	0	200	150	150	0	0
かき	1,999	1,630	1,630	0	0	1,500	1,300	1,300	0	0
うめ	436	249	202	47	0	230	110	80	30	0
キウイフルーツ	350	340	340	0	0	160	150	150	0	0

6 果実加工における対策の推進

(1) 加工原料用果実の生産・供給

果実の消費に占める加工食品の割合は増加傾向となっており、加工仕向けの役割は今後さらに高まると予想される。とくに、本県特産のすだち、ゆずなどの香酸かんきつ類は加工用仕向けが大きな割合を占めている。このため、需要の動向に対応した安定した原料供給体制を構築するため、隔年結果の是正や病虫害防除等の栽培管理の徹底による安定生産を推進する。一方、加工事業者に対する技術指導や新たな加工品開発への支援、農業者等が自ら取り組む加工事業に対する支援など、加工事業の健全な発展を推進する。また、果実類の機能性を生かした新たな商品の開発・販売を促進する。

(2) 果実加工品の生産

果樹の種類	製品形態名	製品製造量（ケース）		合理化の方向と対策
		平成30年	令和12年	
すだち	果汁 (18リットル ケース換算)	35,000	30,000	- 加工需要に対応した安定的な原料生産 - 新商品の開発による販路拡大
ゆず		10,000	10,000	
ゆこう		12,000	10,000	

(3) 原料供給目標

果樹の 種類	製品 名	平成３０年度原料所要量					令和１２年度原料所要量					備 考
		単 位 所 要 量 (kg/ケース)	所 要 量 ① (t)	自 県 産 ② (t)	他 県 産 (t)	② ／ ① (%)	単 位 所 要 量 (kg/ケース)	所 要 量 ① (t)	自 県 産 ② (t)	他 県 産 (t)	② ／ ① (%)	
すだち	果汁	60	2,300	2,300	0	100	60	1,800	1,800	0	100	
ゆ ず	果汁	120	1,200	1,200	0	100	120	1,200	1,200	0	100	
ゆこう	果汁	58	660	660	0	100	58	600	600	0	100	

7 広域濃密生産団地形成に関する方針

(1) 広域濃密生産団地形成に関する基本的方針

広域濃密生産団地の形成にあたっては、地域の自然的・社会的・経済的条件や、主たる組織の範囲、産地の規模等からみて、効率的な生産体制の下で有利販売が可能な地域を団地としてとらえ、生産から出荷までの一貫した組織体制を確立し、産地の強化を図る。

県東部及び県南部では温暖で適度な降雨量である気象条件を活かし、うんしゅうみかん、すだち、ゆずをはじめとしたかんきつ類やうめ等の産地が形成がされている。これに対し、県北地域は瀬戸内海式気候に属し降雨量が少なく豊富な日照量に恵まれ、なし、かき等の落葉果樹産地が形成されている。一方、県央部及び県西部においては、急峻な山間地域や吉野川中流域の平野部など多様な立地条件に対応し、多様な品目が栽培されていることから、それぞれの地域の条件に応じた果樹品目の産地育成を推進する。

(2) 広域濃密生産団地の概要

対象果樹の種類	団地名	関係市町村
うんしゅうみかん、すだち、ゆず、中晩柑類、その他のかんきつ、うめ、キウイフルーツ、やまもも	県東部	徳島市、小松島市、勝浦町、上勝町、佐那河内村、神山町
うんしゅうみかん、すだち、ゆず、中晩柑類、その他のかんきつ、うめ	県南部	阿南市、那賀町、海陽町、牟岐町、美波町
日本なし、かき、もも、ぶどう、すだち、中晩柑類	県北部	鳴門市、松茂町、北島町、藍住町、板野町、上板町
ぶどう、かき、すだち、ゆず、中晩柑類、その他のかんきつ、うめ	県央部	吉野川市、阿波市
ゆず、すだち、中晩柑類、その他のかんきつ、くり、かき、ぶどう、うめ	県西部	美馬市、三好市、つるぎ町、東みよし町

8 その他の事項

(1) 様々なリスクへの対応力の強化

中山間地域の環境変化や耕作放棄地の増加などにより、近年イノシシ、シカ、サル、鳥類などによる被害が拡大し、果樹産地においても深刻な問題となっている。鳥獣被害の増加は経済的な損失のみならず、生産意欲の減退や耕作放棄地の増加を助長することから、地域の農業を維持する上でも早急な対策が求められている。

このため、生産者、関係団体、行政が連携して被害の実態を把握し、防護柵による侵入防止対策や捕獲の強化による個体数の管理、放任園地の発生防止施策の活用など、総合的な鳥獣被害防止対策を推進する。

また、気象変動にともなう夏季の高温・干ばつ・大雨や台風などの自然災害等による減収に対するセーフティネットとして、果樹共済・収入保険への加入を推進するとともに、施設等についても耐候性の強化や冬期の温暖化に対応した整備等を進め、果樹農家の経営安定を図る。

(2) 食の安全と消費者の信頼の確保

持続性の高い農業として位置づけられているエコファーマー、GAP等「エシカル農業」の拡大を推進し、より安全安心な果実を供給する体制の構築を推進し、消費者の信頼確保につなげる。

特に、県内の主要産地においてはGAPの実践を目指し、ファーストステップとして「とくしま安2GAP基本認定」取得の推進を行う。すでに「とくしま安2GAP基本認定」の取得者に対しては、「とくしま安2GAP優秀認定」や「JGAP」など上位GAPの認証取得及び継続した取組の実施を推進する。